

国税庁国際関係新着資料（「国際戦略トータルプラン」に基づく取組方針及び具体的な取組状況・国外財産調書提出状況）について（周知依頼）

支部長 各位

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。以下の2点の国税庁国際関係資料につきまして、有用な情報であることから会員の皆様へご周知くださいますようお願い申し上げます。

1. 「国際戦略トータルプラン」に基づく取組方針及び具体的な取組状況について

国税庁は、12月19日、『平成28年10月公表「国際戦略トータルプラン」に基づく取組方針（平成29年12月版）』（以下、「取組方針」）及び『平成28年10月公表「国際戦略トータルプラン」に基づく具体的な取組状況（平成29年12月版）』（以下、「取組状況」）を公表いたしました。

取組方針では、情報リソースの充実、調査マンパワーの充実、グローバルネットワークの強化について、取組の現況と今後の見通しについて取りまとめられています。

また、取組状況では国際的租税回避に対して、国外財産調書や租税条約等に基づく情報交換要請を活用した調査事例、外国子会社合算税制の適用を行った調査事例等について取りまとめられています。

詳細については、下記の国税庁ホームページをご確認ください。

なお、参考として「国際戦略トータルプラン」本文の検索ページも記しました。

- 「国際戦略トータルプラン」に基づく取組方針（平成29年12月版）

→ http://www.nta.go.jp/sonota/kokusai/strategy/pdf/action_policy_201712.pdf

- 「国際戦略トータルプラン」に基づく具体的な取組状況（平成29年12月版）

→ http://www.nta.go.jp/sonota/kokusai/strategy/pdf/action_report_201712.pdf

参考:「国際戦略トータルプラン－国際課税の取組の現状と今後の方向－」(平成29年10月25日 国税庁)

→ https://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2016/kokusai_kazei/pdf/04.pdf

2. 平成28年分の国外財産調書の提出状況について

国税庁は、12月19日、国外財産調書の総提出件数、総財産額、財産の種類別総額等について取りまとめた『平成28年分の国外財産調書の提出状況について』を公表しました。

国外財産調書提出制度では、その年の12月31日においてその価額の合計額が5千万円を超える国外財産を有する居住者は、翌年3月15日までに当該財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を、税務署長に提出しなければならないとされています。

詳細については、下記の国税庁ホームページをご確認ください。

- 平成28年分の国外財産調書の提出状況について

→ http://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2017/kokugai_zaisantyosyo/kokuzaizaisan_tyosyo28.pdf

平成29年12月21日

総合企画部長 大西 勉